

主な感染症における登校基準一覧（参考）

学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準 (目安です。個人差もあるので医師の指示に従ってください。)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発疹が全て消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染の恐れがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療開始後24時間を経て解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身症状が良い者
マイコプラズマ肺炎	感染力の強い急性期が終わった後、全身症状が良い者
手足口病	全身症状が安定した者
ヘルパンギーナ	全身症状が安定した者
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態の良い者

*平成24年4月から「髄膜炎菌性髄膜炎」が追加され、_____の部分に変更になりました。